

# 小屋裏物置の取扱いについて

平成12年12月1日  
鳥取県土木部建築課

(取扱い)

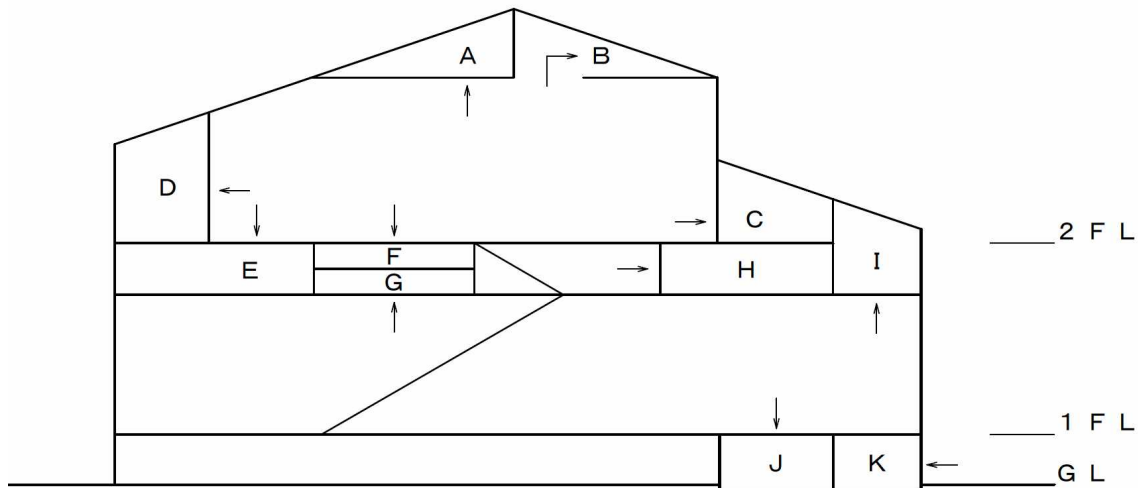
小屋裏物置等の取扱いについては以下のとおり取り扱う。

- 1 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等(物置等には、各種機械室、受水槽等を含む。)がある場合、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はない。(この場合、固定式の階段梯子等の設備の有無は問はない。)

また、階として取り扱わない小屋裏物置等の部分は床面積に算入しない。(この扱いは、建築物の構造、用途は問はない。)

従って、地階の倉庫、機械室等で天井高さが1.4m以下であれば、建築面積の1/8を超えても上記に適合するものは、階及び床面積の算入はしない。

- 2 図のような場合、存する部分の床面積の1/2の取扱いは以下のとおりとする。



$$(A + B + C + D + E + F + H) < (2 \text{階床面積} \times 1/2)$$

$$(K + J + I + H + G) < (1 \text{階床面積} \times 1/2)$$

且つ

$$(C + D + E + F + G + H + I) < (2 \text{階床面積} \times 1/2)$$

$$(C + D + E + F + G + H + I) < (1 \text{階床面積} \times 1/2)$$

且つ

$$(D \text{の高さ} + E \text{の高さ}) < 1.4 \text{ m}$$

$$(F \text{の高さ} + G \text{の高さ}) < 1.4 \text{ m}$$

$$(C \text{の高さ} + H \text{の高さ}) < 1.4 \text{ m}$$

A : 2階小屋裏物置(2階からの利用)の面積

B : 2階ロフト(2階からの利用)の面積

C : 1階小屋裏物置(2階からの利用)の面積

D : 1階小屋裏物置(2階からの利用)の面積

E : 2階床下物置(2階からの利用)の面積

F : 2階床下物置(2階からの利用)の面積

G : 1階天井裏物置(1階からの利用)の面積

H : 階段踊場物置(階段踊場からの利用)の面積

I : 1階小屋裏物置(1階からの利用)の面積

J : 地下床下物置(1階からの利用)の面積

K : 地下床下物置(高床式の地盤面からの利用)の面積